

減価償却応援 平成23年税制改正対応版 Ver.13.0 概要

「減価償却応援 Ver.13.0」での対応予定についてご案内致します。

今回の改正対応は、法人データのみになります。個人データの対応、今回追加となる耐用年数短縮特例の設定に関する一部の機能（外部ファイル作成 / 取込、台帳チェックリスト対応）は、次回12月リリース予定のVer.13.1にて対応予定です。また、平成24年1月申告の固定資産税（償却資産申告書）に対応した電子申告対応版につきましても、Ver.13.1（Ver.13.1.e1）で対応します。

当内容は、予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.11.0以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョン表記について

「Ver.13.0」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

連動可能な法人税システム：平成20年度以降

スタンドアロン版同士、ネットワーク版同士のみ連動可能です。

法人税システム平成23年度版と連動している場合、Ver.H23.1、H23.2の別表十六(一)(二)は、新様式に対応していないため、耐用年数の短縮特例を適用した資産の出力形式での連動（新規追加された項目への連動など）はできません。Ver.H23.3のリリース後に新様式との連動が可能です。

連動可能な所得税システム：平成20年度以降

手動連動（ファイル出力 ファイル取込）による連動になります。

2. 税制改正の概要

減価償却システムに係る税制改正内容は、次のとおりです。

1. 耐用年数の短縮

耐用年数の短縮特例制度について、減価償却資産の使用可能期間のうちまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）を基礎としてその償却限度額を計算することについて所轄国税局長の承認を受けた場合は、その承認に係る未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすこととされました。また、その承認を受けた場合、定額法、生産高比例法などによる償却限度額等の計算の基礎となる取得価額には、承認を受けた日の属する事業年度の前事業年度までの償却額の累積額を含まないものとされたほか、所要の整備が行われました。

適用時期：平成23年4月1日以後に開始する事業年度において、平成23年6月30日以後に承認を受ける場合の償却限度額の計算について適用されます。

別表十六(一)(二)の様式の変更点

「差引取得価額（9）」に内書が追加されました。耐用年数の短縮特例を適用している資産の場合使用します。また、該当資産の記載方法が変更になりました。

2. 減価償却資産の範囲

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正に伴い、同法に規定する公共施設等運営権が法人税法の減価償却資産（無形固定資産）とされました。

本改正による減価償却システムの変更はありません。

3. 陳腐化した減価償却資産の減価償却額の特例

本制度は廃止されました。

本改正による減価償却システムの変更はありません。

3. 税制改正の対応内容

1. 耐用年数の短縮の特例適用資産の設定に対応

法人の場合、資産登録画面に＜耐用年数短縮＞ボタン(仮称)を追加し、耐用年数短縮の特例適用に関する設定、および償却額計算をできるように対応します。

（個人の場合は使用できません。次回Ver.13.1で対応します。）

2. 別表十六(一)(二)の出力に対応

耐用年数短縮の特例を適用した資産について、所定の記載方法の形式での出力に対応します。

3. 資産検索条件の追加

資産一覧画面の<検索>など、検索設定画面に「耐年短縮特例(あり/なし)の条件項目を追加します。

4. 機能改善内容

1. リース物件データの外部ファイル作成/取込の対応

外部ファイル作成/取込([ファイル] [外部ファイル作成/取込])で、リース物件データの作成、取込が行えるよう対応します。

2. 資産除去債務の割引率の桁数の変更

資産登録画面の<資産除去債務>の割引率の小数点以下の入力桁数を第2位(99.99%)から第4位(99.9999%)へ変更します。

5. 動作環境について

Ver.13.0 より Windows2000 での使用は動作保証外とさせていただきます。